

中間市テレビ放送等を活用したシティプロモーション業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、中間市（以下「本市」という。）において、地域におけるにぎわいの創出、地域経済の活性化を実現し、移住・定住施策の推進、交流人口及び関係人口の増加を図ることを目的として、テレビ放送等を活用し、本市の観光情報及び特産品等のまちの魅力を発信するシティプロモーション業務を実施するに当たり、専門的知見及び豊富な実績を有する事業者から企画提案を募り、最も適切な事業者を選定することを目的として実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 中間市テレビ放送等を活用したシティプロモーション業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別途定める仕様書に基づき、テレビ番組の制作及び放送等を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 企画提案見積上限価格 22,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約方法

本業務の委託契約における事業者選定に当たっては、公募によって、高度な技術や専門的な知識、経験等を有する者に企画提案の提出を求め、プレゼンテーション審査等により内容を評価し、優れた提案を行った者を受託候補者（最優秀受託候補者・次順位受託候補者）として選定する公募型プロポーザルを実施する。

プロポーザル実施後は、最優秀受託候補者と仕様等についての協議を行い、協議が整った時点で当該事業者との随意契約を締結する。ただし、最優秀受託候補者との協議が整わない場合は、次順位受託候補者と契約締結の交渉を行う。

5 スケジュール（予定）

	項目	期限
①	公告	令和8年4月20日（月）
②	質問・参加表明書受付開始	令和8年4月21日（火）

③	参加表明書の受付終了	令和8年5月11日(月)
④	質問受付終了	令和8年5月13日(水)
⑤	質問回答期限	令和8年5月18日(月)
⑥	企画提案書等の受付開始	令和8年5月19日(火)
⑦	企画提案書等の受付終了	令和8年5月25日(月)
⑧	プレゼンテーション審査	令和8年5月28日(木) 令和8年5月29日(金)
⑨	選定結果通知	令和8年6月2日(火)
⑩	契約締結	令和8年6月3日(水)

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、本市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができ、一連の業務を確実に遂行できる者であり、参加表明書の提出時点において、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (4) 参加表明書提出時点において、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けていないこと。又は、受けることが明らかでないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体を含む）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 過去10年間の間に、国又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似業務*を実施した実績があること。

(7) 同種又は類似業務*の従事経験がある者を本業務の担当者として配置できること。

※ここでの同種又は類似業務は、過去に地方公共団体において、履行を完了したテレビプロモーションを目的とするテレビ番組の制作及び放送等の業務をいう。

(8) 本市の令和7年度・8年度物品等競争入札参加資格者名簿に登録があること。

7 失格要件

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出書類が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 提出物やプレゼンテーション及びヒアリング等で虚偽の内容が記入されている又は発言されたことが明らかになった場合
- (3) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (4) 審査選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡や接触を求めた場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- (6) 参加表明書提出後から審査結果の通知の日までの間に、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けた場合
- (7) 選定結果の通知の日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けた場合

8 質疑・回答

(1) 提出方法

別紙「質問書」(様式1)をFAX又は電子メールにより提出すること。

※提出後、電話により到達を確認すること。

(2) 提出期限

令和8年5月13日(水)正午(必着)

(3) 提出先

福岡県中間市未来創造部企画課

電話：093-246-6271 FAX：093-245-5598

E-mail：kikaku@city.nakama.lg.jp

(4) 回答

令和8年5月18日(月)までに、参加表明書の提出があった全事業者宛てにFAX又は電子メールにて通知する。

9 参加表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書等を提出すること。なお、提出書類については、令和8年4月1日を基準日とし、作成すること。

(1) 参加表明書（様式2）の提出

ア 提出期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月11日（月）17時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出先

福岡県中間市未来創造部企画課

所在地：〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

電話：093-246-6271 FAX：093-245-5598

E-mail：kikaku@city.nakama.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出書類一覧

ア 提出期間

令和8年5月19日（火）から令和8年5月25日（月）17時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出先

福岡県中間市未来創造部企画課

所在地：〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

電話：093-246-6271 FAX：093-245-5598

E-mail：kikaku@city.nakama.lg.jp

エ 提出書類

次の資料を提出すること。

①企画提案提出書（様式3）

代表者印を押印の上、企画提案書の鏡表紙として提出すること。

②会社概要（様式4）

企画提案者の企業内容について記載すること。

③業務実績書（様式5）

令和7年度末までに完了した業務実績を、完了日付の新しい順に記載すること。
また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の表紙の写し等）を1件分添付すること。

④業務実施体制（様式6）

業務の実施体制、業務分担の内容について記入すること。

⑤見積書（様式7）

本業務の企画提案見積価格を記載し、見積内訳書（任意様式としても可）を添付すること。なお、この見積価格には消費税及び地方消費税相当額を含めること。

⑥企画提案書の開示に係る意向申出書（様式8）

企画提案書の開示に係る意向について記入すること。

企画提案書及び提出された関係資料は、公文書の開示請求があった場合には、原則としてその全部を開示することとなるが、企画提案者の技術力やノウハウ等、開示することにより企画提案者の正当な利益を害する情報は、不開示又は一部不開示とする場合もある。この申出書は、本市が当該情報の有無等を判断する際の参考資料として使用する。

⑦企画提案書（任意様式）

仕様書の目的・業務内容を踏まえ、次の（ア）～（ウ）に従い業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。なお、プロポーザルにおいて最適な受託候補者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではないことに留意いただきたい。

企画提案書の作成は、A4縦版（表紙と目次を除き20ページ以内）、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上（図、表、画像を除く）とすること。なお、A4サイズに収まらない場合は、A3サイズまで可能とし、横折込みとすること。その場合は、2ページ換算とする。

（ア）実施方針

本業務に係る基本的な考え方などを提案すること。

（イ）実施スケジュール

仕様書の各項目から、本市に有益になる詳細な業務実施スケジュールを作成するとともに、本市と企画提案者の役割を区分し提案すること。

（ウ）中間市テレビ放送等を活用したシティプロモーション業務委託

次の項目について具体的に提案すること。

- a 制作するテレビ番組の番組名、テーマ、出演者及び内容
- b 番組ごとの放送時間（コマーシャルを除く。）及び特別番組・既存番組の別
- c 番組ごとの放送地域及び放送予定回数
- d 番組ごとの想定される視聴者層（年代及び性別等）
- e 番組ごとの二次使用の有無。有の場合、使用形態及び放送地域等
- f 番組ごとの放送予定時期
- g 本業務により本市において期待できる効果及び番組ごとの視聴率等に基づく広告換算額等の見込み
- h その他本業務の事業効果を増加させる提案事項

オ 提出部数

次の方法で正本 1 部（代表者印押印）、副本 18 部（正本の写し）を提出すること。
 正本と副本は、（様式 3）から（様式 8）まで、企画提案書（任意様式）の順にインデックスを付け、A 4 ファイルに綴じて（クリップ留め等でも可）提出すること。

10 審査方法及び評価基準

（1）審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査を実施してそれぞれの評価点を算出し、それに価格点を加算した総合評価点により受託候補者を決定する。プレゼンテーションの説明は 20 分以内、質疑は 15 分程度とし、中間市役所内での対面形式とする。なお、プレゼンテーションの際にパソコン等の使用を認めるが、スクリーン、プロジェクター及び HDMI ケーブル以外の機器は各自用意することとし、参加者は 5 人以内とする。また、当日の追加資料の配付など、事前に提出された企画提案書等以外の資料を使用しての説明は不可とする。

※実施日は令和 8 年 5 月 28 日（木）及び 5 月 29 日（金）を予定し、時間・場所は別途通知する。

（2）評価基準

審査の評価基準は、別紙「評価基準」のとおりとする。

（3）受託候補者の選定

審査結果に基づき、企画提案者の企画提案の内容について総合評価点が高い順に順位付けを行い、上位の提案を行った 2 者を受託候補者に選定する。順位付けに当たり、総合評価点が高点の場合は、価格点の高い者を上位とし、価格点も同点の場合は、審査選定委員

の協議により順位を決定するものとする。

総合評価点が最高位の者を最優秀受託候補者、第2位の者を次順位受託候補者とする。ただし、最低基準点（全ての評価項目が満点である場合の総合評価点の60%）以上の者を選定の対象とするものとし、最低基準点以上の者がいない場合は、受託候補者を選定しない。

また、企画提案者が1者である場合も審査は実施するが、同様に最低基準点以上でなければ受託候補者に選定しない。

受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。最優秀受託候補者との協議が整わない場合は、次順位受託候補者と契約締結の交渉を行う。

（4）審査選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員8人程度 合計10人程度

（5）審査結果通知

審査結果は、企画提案者全員に書面で通知する。

1.1 提出書類等の取扱い

- （1）提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- （2）企画提案書等は、評価等の手続きに必要な範囲において複製を行うことがある。
- （3）提出された企画提案書等は返却しない。
- （4）企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は企画提案者が負う。

1.2 その他留意事項

- （1）提出期限を過ぎてからの参加申込は受け付けない。
- （2）参加表明書等を持参する場合の受付時間は、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く開庁日の9時から17時までとする。
- （3）提案に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- （4）参加を辞退するときは、必ず辞退届（様式9）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。

- (5) 参加表明書の提出をもって、参加申込者は本実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (6) 評価に対する異議申し立てはできないものとする。
- (7) スケジュールは予定であり、進捗状況に応じて変更することがある。
- (8) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを中止することがある、なお、この場合において、当該プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。